

第二十四回 参議院 商工委員会 會議録 第十六号

昭和三十一年三月二十三日(金曜日)午後二時七分開会

委員の異動

三月十七日委員吉田萬次君辭任につき、その補欠として西田隆男君を議長において指名した。

三月十九日委員伊能芳雄君辭任につき、その補欠として大谷實雄君を議長において指名した。

本日委員大谷實雄君及び西田隆男君辭任につき、その補欠として川村松助君及び吉田萬次君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 三輪 貞治君
理事 西川 弥平治君
白川 一雄君

委員

上原 正吉君
古池 信三君
高橋 衛君
深水 六郎君
吉田 萬次君
海野 三朗君
藤田 進君

政府委員

公正取引委員会委員長 横田 正俊君
通商産業政務次官 川野 芳滿君
通商産業大臣官房長 岩武 照彦君
通商産業省通商局長 板垣 修君

通商産業省 徳永 久次君
企業局長 鈴木 義雄君
重工業局長 佐久 洋君
中小企業庁長官 山本友太郎君
常任委員 山本友太郎君
会専門員 鳩山威一郎君

大蔵省主計 鳩山威一郎君
局主計官

本日の會議に付した案件

- 理事の辭任及び補欠互選
- 工業用水法案(内閣送付、予備審査)
- 中小企業振興資金助成法案(内閣送付、予備審査)
- 計量法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 下請代金支払遅延等防止法案(内閣送付、予備審査)
- 輸出保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 機械工業振興臨時措置法案(内閣提出)

○委員長(三輪貞治君) ただいまから本日の委員会を開きます。

○委員長(三輪貞治君) 三月十七日に吉田萬次君が辭任され、その補欠として西田隆男君が指名され、また三月十九日に伊能芳雄君が辭任され、その補欠として大谷實雄君が指名されました。さらに本日大谷實雄君及び西田隆男君がそれぞれ辭任され、その補欠として川村松助君及び吉田萬次君がそれぞれ指名されました。以上御報告いたします。

○委員長(三輪貞治君) 次に予備付託になりました二法案及び本院先議の法案についての提案理由の説明を聴取いたします。工業用水法案、中小企業振興資金助成法案、計量法の一部を改正する法律案、右三件につきまして通産省側より提案理由の説明を求めます。

○政府委員(川野芳滿君) ただいま議題となりました工業用水法案につきまして提案理由を御説明申し上げます。わが国経済の自立を達成するためには、産業基盤の育成強化をはかり、産業の国際競争力を高めなければならないことは、あらためて申し上げます。個々の企業の合理化にとどまらず、道路、

港湾、用水、用地等の産業の立地条件を総合的に整備することが必要であり、政府といたしましては、経済自立五カ年計画におきましても特にこの点を重視している次第であります。これらの産業立地条件のうちでも、工業用水は、原材料、動力と並んで工業生産上不可欠のものでありまして、豊富低廉な用水の確保は、産業発展上きわめて重要な意味を有するものであります。しかしながら、工業用水につきましては、従来ほとんど積極的な対策が講ぜられなかったため、用水事情は次第に悪化し、特に工場密集地域では、地下水の過度汲み上げにより水源枯渇、塩水混入、地盤沈下等の事態が生じ、工業生産の維持発展の上に重大な障害となつておる現状にあります。このような事態にかんがみ、至急この対策を講ずることを痛感しまして、このたび、通商産業省といたしましては、工業地帯における産業立地条件整備の総合的施策の一環として、この対策を講ずることとし、工業用水道の布設を促進し、豊富低廉な工業用水の確保をはかるため、工業用水道の布設について、昭和三十一年度予算案に一億八千万円の工業用水道布設事業補助金を計上して、これに要する費用の四分の一の国庫補助を行う等必要な助成措置をとることといたしておるのであります。さらに、これと表裏一体の関係におきまして、地下水の過度汲み上げを防止し、工業用水の重要な水源

○委員長(三輪貞治君) 次に御諮りいたします。高橋衛君及び古池信三君から都合により理事を辭任したい旨の申し出がありました。これを許可することに御異議ございませんか。

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

つきましてはその補欠互選を行いましたと思ひますが、この互選の方法は成規の手続を省略してその指名を委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(三輪貞治君) 御異議ないと認めます。よつて委員長は西川弥平治君及び白川一雄君を理事に指名いたします。

○委員長(三輪貞治君) 次に予備付託になりました二法案及び本院先議の法案についての提案理由の説明を聴取いたします。工業用水法案、中小企業振興資金助成法案、計量法の一部を改正する法律案、右三件につきまして通産省側より提案理由の説明を求めます。

○政府委員(川野芳滿君) ただいま議題となりました工業用水法案につきまして提案理由を御説明申し上げます。わが国経済の自立を達成するためには、産業基盤の育成強化をはかり、産業の国際競争力を高めなければならないことは、あらためて申し上げます。個々の企業の合理化にとどまらず、道路、

港湾、用水、用地等の産業の立地条件を総合的に整備することが必要であり、政府といたしましては、経済自立五カ年計画におきましても特にこの点を重視している次第であります。これらの産業立地条件のうちでも、工業用水は、原材料、動力と並んで工業生産上不可欠のものでありまして、豊富低廉な用水の確保は、産業発展上きわめて重要な意味を有するものであります。しかしながら、工業用水につきましては、従来ほとんど積極的な対策が講ぜられなかったため、用水事情は次第に悪化し、特に工場密集地域では、地下水の過度汲み上げにより水源枯渇、塩水混入、地盤沈下等の事態が生じ、工業生産の維持発展の上に重大な障害となつておる現状にあります。このような事態にかんがみ、至急この対策を講ずることを痛感しまして、このたび、通商産業省といたしましては、工業地帯における産業立地条件整備の総合的施策の一環として、この対策を講ずることとし、工業用水道の布設を促進し、豊富低廉な工業用水の確保をはかるため、工業用水道の布設について、昭和三十一年度予算案に一億八千万円の工業用水道布設事業補助金を計上して、これに要する費用の四分の一の国庫補助を行う等必要な助成措置をとることといたしておるのであります。さらに、これと表裏一体の関係におきまして、地下水の過度汲み上げを防止し、工業用水の重要な水源

である地下水の水源の保全をはかるため、本法案を立案し、これにより工業の健全な発達に寄与するとともに、あわせて地盤の沈下の防止に資することとした次第であります。

本法案のおもなる内容は、次の通りであります。

第一に、工業用地下水の過度汲み上げによる水源枯渇等の弊害が著しく現われている重要な工業地域を政令で指定し、その地域において新たに一定の規模以上の井戸により工業用水を採取する場合には、通商産業大臣の許可を要することといたしました。

地域の指定に際しましては、代替水源としての工業用水道の布設の状況及び計画を考慮することとし、企業活動に不当な圧迫を加えることのないよう十分配慮することといたしております。なお事前に関係都道府県知事及び市町村長の意見を聞くのはもちろん、工業用水に関する重要事項を調査審議するため通商産業省に設けることといたしました工業用水審議会の意見を聞くことといたしております。

第二に、新設の井戸の許可につきましては、その深さ及び規模が、指定地域ごとに地下水の水源の状況等を考慮して定める一定の基準に適合する場合に許可することはもちろんであります。この基準に適合しない場合におきましても、工業生産上の必要性等を勘案いたしまして、特に必要かつ適当と認められる場合におきましては、地下水の水源の合理的利用に著しい支障が

ない限り、許可をすることとしたして
おります。

第三に、指定地域における既存の井戸につきましても、地下水の水源の合理的な利用のため特に必要があると認めるときは、通商産業大臣は、工業用水道への転換、地下水の使用法の合理化等について適切な指示をすることができるといたしました。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

次に、ただいま議題とせられました中小企業振興資金助成法案につきまして提案の理由と法案の概要を御説明申し上げます。

協同組合制度がわが国の中小企業対策として最も基本的な制度の一つであることは、あらためて申すまでもないことですが、なかんずく生産、加工、検査、試験、輸送保管等のために共同の設備を設け、組合員の経営の合理化をはかることは、中小企業の育成、振興上最も有効な方法でありますので、政府は、昭和二十二年以来、都道府県と協力し、これらの共同施設に対して補助金を交付し、または無利子の資金を貸与する方策を講じまして現在相当の成果をあげて参つたのであります。

また、わが国の経済的自立を達成するために、工業の一般水準を向上させ、国際的競争に対処する方策を講ずることは目下の産業政策の基本方針であります。これらの最も基礎となるべき中小企業者は遺憾ながら戦後ばかりに資力、信用が薄弱となつておりますために、自力で旧式設備を更新すること

とがきわめて困難な状況であります。よつて政府におきましては金融上の援助その他諸般の施策によつて、これら施設の再開に努めますとともに、昭和二十九年以来都道府県の実施いたします中小企業の設備近代化のための融資制度に対し、重点的にその経費の半額を無利子で貸与し、これを強力に援助する措置を行なつてきた次第であります。

以上は従来政府が実施して参りました共同施設の設置奨励及び中小企業の設備近代化促進のための措置の概要であります。現行制度はいずれも都道府県に対し国庫が資金を貸与する制度でありまして、対象となる件数もようやく多きを加え、管理、回収も長年月にわたる關係上、今回この制度の根拠を法定し責任分野を明らかにするとともに、制度を一層拡充整備して資金の反復利用を可能ならしめ、かつ、国の産業政策上の方針と産業の地域的特殊性との調整をはかることによつて、本制度の効果を最高度に発揮せしめる方策を講ずることとした次第であります。

本法案は中小企業等協同組合の共同施設及び中小企業の経営の合理化のための設備を設置するのに必要な資金の貸付を行うために、都道府県ごとに特別会計を設けさせ、国は都道府県がこの特別会計分として負担する金額と同額以内の補助金をこれに交付し、両者をあわせて一つの特別会計として回転運用せしめることを骨子とするものであります。特別会計の存続する限り、国は都道府県ごとに適當と認める金額に達するまで補助金を与えていくものであります。なお、昭和三十年度ま

での間に政府の支出いたしました補助金及び貸付金の回収分もその都道府県の特別会計に繰り入れさせることにいたしてあります。

以上のほか、特別会計についての基礎的規定、組合または中小企業者に対する貸付の限度、条件、貸付に關する都道府県の事業計画についての規定等を設けておりますが、細部につきましては次の機会にあらためて詳細に御説明申し上げます。

何とぞ十分御審議の上可決せられますよう御願ひ申し上げる次第であります。

次に、計量法の一部を改正する法律案を提出いたしました理由について御説明申し上げます。

計量法が近年における計量器の著しい発達に即応して新しい計量器を大幅に取り入れ、また終戦後の法制民主化の線に沿つた諸規定を盛りまして従来 の度量衡法とは面目を一新した法律として施行されましたのは、昭和二十七年三月であります。以後現在までに約四年を経過いたしました。關係法令も整備され、計量行政も充実に参りました。

正する法律案を提出いたしました次第であります。

この法律案のおもな改正点の第一は、正確に計量する義務の規定につきまして、量目の公差を、生活必需品資の重要な商品から順次定め、正しい取引を促進することができるようにしたことであります。

第二は、容量検査を廃止し、これにかわる制度として容器の型式を定め、その型式に適合する容器で容量の正確なものを自動的に製造し得る設備を持った容器の製造事業者を指定いたしました。その旨の表示をさせ、これに合格した容器にその旨の表示をさせ、正確な容器の使用により大量に取引されている商品の容量を正確にするようにしたことあります。

なお、そのほかにはかりの販売事業者に対し、はかりについて簡易な修理権限を与えること、自動制御等合理化に使用される計量器について、メーカーがアフターサービスを自由に行い得るようにしたこと並びに定期検査にかわる検査を受けることのできる期間を広げること等若干の条文改正を行うこととしたしました。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容の概要であります。何とぞ御審議の上御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

○委員長(三輪貞治君) 以上三案の審議は次回に譲りたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(三輪貞治君) それではさよう決定いたしました。

○委員長(三輪貞治君) 次に下請代金支払遅延等防止法案について公取委員長より提案理由の説明を求めます。

○政府委員(横田正俊君) ただいま議題となりました下請代金支払遅延等防止法案につきまして、その提案理由及び概要を御説明いたします。

下請代金の支払遅延など親事業者の下請事業者に対する取引上の思わしからざる行為につきましては、政府關係機關において、独占禁止法等の措置によりこれが防止に努力してきたのであります。今日におきましても、遺憾ながらこの問題は改善されたとはいふまい言ひ得ないのであります。

下請代金の支払遅延など、親事業者の不正な行為は、わが国の経済において重要な役割をになつて居る中小下請事業者の事業経営を圧迫することに於いては、わが国経済の健全な発達を阻害することになるのであります。従つて、下請事業者の利益を保護するために、下請代金の支払遅延などの防止について、さらに積極的な措置を講ずる必要があると考えられるのであります。

ここにおいて政府關係機關は、これまで本問題を処理してきた経験を基礎にして、これが対策を鋭意研究して参りました結果、本問題を解決するためには、独占禁止法のほかにもそれと相並んで別個の法制を整えることが必要であるとの結論に達し、ここに本法案を提出いたしました次第であります。

次に本法案の概要について御説明いたします。

第一の点は、下請代金の支払いを中心にして四つの点について、親事業者

の守らなければならぬ事項を明らかにしたことであります。

第二の点は、公正取引委員会は、これを順守しない親事業者に対してはその行為を改めるために積極的な努力をなすように勧告を行い、親事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることにし、下請代金の支払遅延などの機械かつ円滑な解決をはかる方法を講じたことであります。

第三の点は、親事業者に下請代金の書面による明示及び下請取引に關する必要な帳簿書類の作成、保存の義務を課しまして、下請取引の公正化に資せしめるとともに、政府の指導監督に便ならしめようとしたことであります。

第四の点は、本法の施行に必要な限度において公正取引委員会、中小企業庁長官及び主務大臣の報告徴収及び立入検査の権限を定め、下請取引の特殊性にかんがみ、政府が積極的にその監督を行ひ得ることとしたことであります。

以上の四点が本法案の要点であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(三輪貞治君) 右法案の審議は次回に譲りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と(呼ぶ者あり) ○委員長(三輪貞治君) それではさよう決定いたしました。

○委員長(三輪貞治君) 次に輸出保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回は引き続き質疑を行います。御質疑のある方は順次発言をお願いします。

○高橋衛君 輸出保険法に關連いたしました、外貨の現在の状況等についてお聞きしたいと思ひますが、御承知の通り二十九年非常な逆調であった貿易が均衡財政の結果と、また海外情勢の好転並びに輸出振興策の成果といたしまして、二十九年、三十年年度引き続いて非常な好転を見せおることは御同慶にたえないところであります。従つてまた保有外貨も飛躍的に増大をいたしておる次第でございますが、その保有外貨の中には、たとえインドネシアに対するもの、韓国に対するもの、さらに近くはアルゼンチンに対するものにおいて相当焦げつきとなつておるというふうな種類のものがあるように聞いておるのがあります。それらの現在高並びにその発生した原因、またこれが将来の対策、さらにはその焦げつきになつた原因が輸出商社にあるのか、あるいは政府にあるのか、そういうふうな点についてできるだけ詳細に御説明をお願いいたします。

○政府委員(板垣修君) ただいま清算勘定地域のうちで正確に焦げつきとなつておられます地域は韓国とインドネシアでございます。インドネシアにつきましては現在約一億八千万ドルの焦げつき債権になっております。それから韓国につきましては四千七百万ドルの焦げつきになっております。それからアルゼンチンにつきましてはまだ焦げつきとまでは言ひ得ないわけでありまして、後ほど申し上げるようになります。最近アルゼンチン側から新しい決済制度についての提案がありまして、それによりましては今まで貸し越しになつておるところの一部をたな上げする、長期たな上げしてなしくすしに返すという提案が参つておりますので、おそれる程度は一種のたな上げになると思ひます。その金額がかりに三月末で締め切りますと五千四百萬ドルから五千五百萬ドルになるだろうと思ひいたします。

それからこの三つの地域でどういうふうな焦げつき債権がございました原因につきましては、政府といひまするか、輸出商社といひまするか、そういう点ははつきりいたしません。いづれにいたしましてもこれらの地域に對しましては、一応アルゼンチンは除きまして、インドネシア、韓国ともこの貿易のパターンが恒常的な日本の出超態勢になつておる点でございます。従つて日本側の輸出はほとんど伸びていく、片やこれに見返ります輸入は十分にこれをまかなうだけ買えないといふところに結局焦げつきが発生したわけでございます。インドネシアにつきましては御承知の通りそういう状態になりましたので、早目にこれが処理方を交渉したわけでございます。インドネシアの外貨事情が非常に悪化して参つておりましたので、やむを得ずただいま申しました数字をたな上げにして、この一部をなしくすしに返すという協定になつておるわけでありまして、その後インドネシアがこれを賠償問題と関連をさせまして支払いをやつておりません。従つて日本側といひましては、その当時からとり

ましたこの一億八千万ドルというものが現在たな上げになつておる状況でございます。

それから韓国につきましても、やはり同じような理由で、日本側の輸出が多くて、輸入するものが特に非常に少い。特に韓国は南北二つに分かれておりますので、南の韓国から日本が輸入いたしますものは現在のところ朝鮮ノリその他数品目に限られております。しかも朝鮮ノリ、水産物などは、これを輸入いたしますと国内の水産業と衝突いたしますので、これも十分に入れないといふような関係で、非常に輸出超過になつて、これが今の累積債権になつたわけでございます。しかしながら、昨年ごろから韓国側がいろいろ政治問題の關係からいたしまして、日本の輸出をとめたり、解除したり、いろいろな關係で昨年ごろから日韓貿易といふものは非常に疎雑をいたしております。従つて、日本の輸出も伸びておりません。従つて、最近はこの債権の累積は事実上、すなわち政治的その他の理由から累積はとまつておるという状態でございます。これが解決も結局政治問題にからみますので、今盛んに外務省で日韓国交回復問題として交渉いたしておりますが、これとやはり関連をしなければこの累積債権の問題も解決しないんじゃないかといふふうな考えます。

それからアルゼンチンにつきましては、昨年日本側の鉄鋼を中心としまして輸出が異常な伸び方をいたしました。これはアルゼンチン側で非常に工業化建設計画が進みましたので、それに伴ひましてヨーロッパあたりの鉄鋼の供給余力が少いという關係から、日

本にもこの鉄鋼の発注が参りまして、その結果八千万ドルの輸出になつたわけでありまして、ところが一方これに見返ります日本の輸入は、アルゼンチンの物資の割高、ことに小麦などの割高のために十分に買ひ付けが進まなかつた、その理由から輸出と輸入との差が非常に多くなつたわけでございます。これに對しましては、政府側といひましては非常に憂慮いたしまして、昨年の夏ごろからいろいろ問題についてアルゼンチン側と交渉をしようといふ状態になつておつたのであります。御承知の通りアルゼンチンに革命が起りまして延び延びになつております。昨年の秋になりました、アルゼンチンは日本とアルゼンチンとの間の問題について討議する段階ではないと決つておつたのであります。日本といたしましては放置することはできませんので調査団を派遣いたしました次第でございます。その結果債権処理の問題までは話が進みませんでしたけれども、とにかくアルゼンチンからの日本の買ひ付け促進といふことによつて輸出と輸入のギャップをできるだけ埋めようといふことで、小麦と羊毛と

について輸入促進方について話が出た次第でございます。しかしながら、いろいろ理由によりまして十分に日本側の輸出超過を完全にカバーするといふところまでは参つておりません。そのうちにアルゼンチンの新政府といたしましては、今後新しい決済制度をとりたい、すなわち多角的な決済制度をとりたいたいといふことで最近提案が参つております。それによりまして、清算勘定地域は廢止をして、アルゼンチンと諸國間の貿易は、ドル地域及び南米

の守らなければならぬ事項を明らかにしたことであります。

第二の点は、公正取引委員会は、これを順守しない親事業者に対してはその行為を改めるために積極的な努力をなすように勧告を行い、親事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることにし、下請代金の支払遅延などの機械かつ円滑な解決をはかる方法を講じたことであります。

諸国は除きまして、その他の地域との貿易は振り替え可能通貨で決済をした

○高橋衛君 この韓国、インドネシア、

アルゼンチンの三國の、アルゼンチンについては今後の問題であるかもし

れませんが、この金額を合計いたしま

すと二億八千万ドルという非常に大

きな金額になっておるのでございま

す。ことに聞き及ぶところによりま

す。アルゼンチン等につきましては政

変その他の關係で非常に危険だとい

うことが予想されましたが、他の諸外国に

おいてはこの輸出について相当な手

た。その反映いたしましたして、アルゼンチンにもその措置がとられたわけであ

○高橋衛君 次に輸出保険法の案にあ

りまする第十四条の三には、いわゆる

損害の填補率を百分の五十ということ

に規定してあるのでありますが、この

填補率百分の五十につきましては、業

界その他からこれをさらに引き上げて

もらいたいという要望が切なるもの

があるのであります。もしも輸出の振興

ということを中心に考えるならば、こ

の点に於いては、今後貿易の振興も重

○政府委員(板垣修君) 実は通産省と

いたしましては、今後貿易の振興も重

要であります。貿易の振興と並び

まして、やはり中南米であるとか東

アジアというところには投資も同時に

促進すべきであるという考えから今

度の法律案を御提案申し上げた次第

でございますが、従つて填補率の問題

につきましても、民間側の声もだ

持ってお答する段階にないのでござ

○政府委員(板垣修君) まだ責任を

持ってお答する段階にないのでござ

います。かりに七〇%くらいがよ

いかなる場合に、現在の予算で

められました引受け限度三十億にお

さるかどうかという事は、一にか

かして今後の投資見込みの推定にか

かかっています。現在の積算の基礎

としたしましては、すでに投資連

けけれども、その他の輸出保険につ

○政府委員(板垣修君) 御承知のよ

うに現在六種の保険が実施されてお

るが、これを一応ごく概括的に申

上げますと、この輸出保険制度は

昭和二十五年から開始されました

が、十五年度におきましては、保

険料その他の収入が、ごくラ

ウンド・ナンパーで申しますと、

八千三百万円、これに對して支

七百万円、受超三億七千六百万円、これを初年度から合計いたしますと、受超三億八千七百万円という状況で、収支状況は非常に良好な状況になっております。

○高橋衛君 この輸出保険の国庫の建前の問題であります、政府はこの輸出保険についてある程度輸出奨励の趣旨をもって財政的にも補助をするという考え方でいっておられるのであります、要するに国家としてはこういうふうな制度を作ることによって金融の道を助け、その他各種の便益を与えるという趣旨に考えておられますか、その点……。

○政府委員(板垣修君) 輸出保険制度はあくまで保険でございますので、これはいわゆる輸出補助金制度というよりな考えは毛頭持っておりません。ただ業界では、従つてまあ独立採算制をとつておられるわけであり、業界におきましては、その独立採算制をとらずに、もう少し弾力的に運用してほしい、もう少し輸出補助的な形を加味してくれという要求が非常に強いのであります、私も同様にしては、これはあくまで保険は保険であり、一般的な輸出入銀行その他で便益を与える、こういう制度として運営いたしていきたいと考えております。

○高橋衛君 大蔵省側の方に一応御意見を伺つておきたいのであります、先ほど来通商局長からも御説明がありましたが、業界の希望等においては、填補率をできるだけ引き上げてもらいたいという要望切なるものがあるのではありませんが、これを百分の五十にとりあえずきめられた理由を一応伺いたい。

○説明員(鳩山威一郎君) 何分海外投資の非常危険を保障するといふことは、先ほど通産局長からお答えのあつた通り、これはほとんど諸外国に例のないものであり、アメリカのMSAの場合やっております一つの例があるだけでありまして、一般の通商政策としてこういうものをとつていふというものはまだない例を思ふのであります、私どももいたしましては、こういう制度を果して国としてやるべきかどうかといふことを種々検討いたしましたのであります。そのときに一番問題にたします点は、やはりこういう法律で特定の投資家を非常に保護するといふことが果して公正なことであるかどうか、その点が一番問題になるのであります。で、これが非常危険が発生いたしました場合に、将来非常な財政負担を生ずるという危険があるわけでございます、これを、将来をどういった場合が生じたときにおきましては、結局において、その一般の納税者の負担というもので解決するといふふうな場合に追い込まれることがあるのではないかと、いふことが果していいかどうかといふことでございます。

それでは私もいたしましては、填補危険の範囲を極力、最初でございますから、しほつていただきたいといふことを御要望いたしました、通産省当局と種々折衝を重ねました結果、いわば海外投資といふものは投資家の自己保険、まあ、そこに対しては国家制度において補うという額が、その折半でいくという思想で五〇%といふことになつた次第でございます。

○高橋衛君 なお通産局長にお伺いたしと思ひますが、先般のアルゼンチンの政変は、第十四条の二に規定してあるところの「革命又は内乱」というのに該当すると解釈しておりますが、どうですか。

○政府委員(板垣修君) 今度の投資保障制度の規定によれば、内乱とか非常危険そのものでなく、その内乱ないしその他の非常危険によつて投資が重大な損害を受け、しかもその投資が処分されるというときに初めて事由が発生するわけでございます。先般のアルゼンチン革命は内乱であるかどうかという点は、私も内乱とは思つております、小ざら規模の……しかしそれだけで投資保障が発動するのじゃなくて、その結果によつて日本の投資が重大な損害を受け、あるいは株式が処分されるという場合に初めて非常危険の問題が生ずるわけでありませう。

○高橋衛君 そのことは、法律にそれだけは書いてあるのであります。私がお尋ねしているのは、この法律に書いてある「戦争、革命又は内乱により」、それに該当するかどうかといふことをお尋ねしておる。

○政府委員(板垣修君) 該当すると存じます。

○高橋衛君 先ほどの御説明によりますと、今後の海外投資見込みによつては、私の解釈が間違ひであるかも知れませんが、海外投資の見込みが予想よりも少ければ、五〇%の填補率を七〇%に引き上げて、五〇%の填補率を引き上げないで済むといふふうな御回答のよう一度念のために伺ひたいと思ひますが、その点も

○説明員(鳩山威一郎君) ただいまの御質問は、填補率を引き上げた場合に保険料を動かす必要があるかといふことでございますが、私どもの今の政府の原案といたしまして、填補率の五〇%ということでは、理論的に申しますと、この原案を引上げておられることが、より危険な地域に対する投資がふえるといふふうな結果を及ぼすということになると思ひますが、そういう場合には保険料率としても若干引き上げを要することになるのではないかと、たゞ、その場合幾ら引き上げなければならぬかといふことにつきまして、何分従来の制度でございまして、十分な資料と申しますか、そういう持合せがないのでございまして、正確には申し上げられません。

○高橋衛君 ただいまの保険料に関する問題については、問題を二つに分けて考えなければならぬと存じます。ただいま申しあげた七五%の保険料になつておられると思ひますが、それは五〇%にした場合に〇・七五%でありませうから、ただ算術的には七五%の填補率を七割にした場合においては、一〇・五%くらいにならないかと思ひます。そのほかにもう一つの危険は、填補率を増すことによつて、より危険の多い地域に投資が行なわれる傾向をどうしても持つ。その点の危険率をどう考へるかといふ二つに分析してものを考へなければならぬ。言いかえれば、算術的にはじかれた保険料率の引き上げだけでは済まないのではないかと考へるのであります、その点はどう考へになりますか。

○説明員(鳩山威一郎君) ただいまの二つの場合におきまして、最初の場合は、これは現在の制度におきまして保険料率をこのままにいたしまして填補率を引き上げますと、当初の投資元本額に對しまして総比率において、要するに危険負担料として〇・七五%が一〇・五%に引き上げるのであります。これは保険の填補率を引き上げに基く当然の結果でございますが、第二の場合は、実際の投資が危険な地帯に選択されるようになるといふことによりまして、これは危険度が實際高まるので、そのままの保険料率でやつたのでは非常に保険会計としては危険であるといふことになると思ひます。

○海野三朗君 それでは、あなたのお考えは、通産の方はあまり関係ない、建設の方であるというお考えでありますか。

○政府委員(川野芳満君) あの法律は、御承知のように建設省主管で作られた法律でございます。従いまして建設委員会にかかるとは適當でなからうかと、こういうふうにお考へております。

○海野三朗君 初めにちよつと政務次官にお伺ひするのですが、これはもう一言だけでよろしいのです。昨日の委員会におきまして、東北興業が建設委員会にかつたといふことは、妥当ではないと思ひます。それは議運できめたんだからという御答弁でありましたが、あなた御自身ではどういふふうにお考へになつておられるか、それを私は伺ひたかつたのです。これは通産にからなければならぬ問題であるのではないかと、あなたの御所見を私聞きたかつたのです。昨日。あれはどうなんですか。

○政府委員(川野芳満君) あの法律は、御承知のように建設省主管で作られた法律でございます。従いまして建設委員会にかかるとは適當でなからうかと、こういうふうにお考へております。

すれば、あと私は請求しません。

次に私は韓国との輸出貿易のことに
ついてはありますが、前から問題にな
らう問題が解決したのであります
か、韓国からノリを輸入する問題
は、御承知のように昨年一億枚入
るの決定をいたしましたのであります
が、その後韓国政府が輸出の差しと
めを八月ごろいたしました。その結果
輸入が非常におくれておる間に生
産時期にはいつて参りましたので、
わが国内生産業者との約束にもか
がみまして、まだはいらないうちに
非常手段としてとめてしまったわけ
でございます。従いまして、この四月
になりまして生産時期が明けます
れば、できる限り早い機会に解除
したいということになっております
が、この点はいつ解除できるか、
まだ決定はいたしておりません。

○政府委員(板垣修君) 韓国

のノリの問題は、御承知のように昨年一億枚入るの決定をいたしましたのであります。が、その後韓国政府が輸出の差しとめを八月ごろいたしました。その結果、輸入が非常におくれておる間に生産時期にはいつて参りましたので、わが国内生産業者との約束にもかかわらず、まだはいらないうちに非常手段としてとめてしまったわけでございます。従いまして、この四月になりまして生産時期が明けますれば、できる限り早い機会に解除したいということになっておりますが、この点はいつ解除できるか、まだ決定はいたしておりません。

○海野三朗君

貸しがある場合でありますから、そういう場合にはノリなんぞでも入れて少しでも貸しを減らすように努力されるのがほんとうじゃありませんか。

○政府委員(板垣修君) 通産省

といたしましては、その方針で、ほかに先ほど申し上げましたように韓国から買うものも少いので、ノリなり水産物をできるだけ入れたいということで進んで参ったわけでありまして、これは何分国内の水産業者との間に摩擦を生ずる問題なので、いつも問題になっておることは、御承知の通りであります。従って、ノリなどを大体生産時期はずれた時期に一億枚程度というところをやつと妥協しておる状況でございます。

まして、国内のノリ生産業者との関係から入れたくてもあまりたくさんは入れないという状況になっておる次第であります。

○海野三朗君

それからアルゼンチンとの貿易の関係ですが、アルゼンチンは政策があつてペソが非常に下落したという報告に接しておるのですが、ペソが下落したというものは、何も金の下落というよりも、つまり下落したとき方には得になるのじゃないですか、どうなんですか。ペソが下落したとき方には得になるのじゃないですか、どうなんですか。

○政府委員(板垣修君) ペソ

が下落したと申しますか、実は従来ペロン政権時代には、ペソの実質価値以上に不当に過高相場が行われた。すなわちドル五ペソという為替相場でありましたけれども、これをもちつた自然な状態に直しまして、新政権になってからドル五ペソが一ドル十八ペソになったわけでございます。なお実は、実際相場はそれよりむしろ下でございます。自由相場は四十ペソ以上になっております。いずれにいたしましても、為替の切り下げが行われたわけでございます。この点は確かに日本としては物を買ひ付けるのに買ひ付けやすくなつたということでございます。

○海野三朗君

そういう際に、向こうからいろいろな品物を取るものはないのですか。

○政府委員(板垣修君) アルゼンチン

から参りますものは、小麦、羊毛、トウモロコシ、ケプラチオ、皮革、こういうものがおるものでございます。が、何分にも距離が遠い、すなわち運賃の問題と、それからアルゼンチンの小麦にいたしましても、品質、価格の点におきましてどうもよその地域よりは割高である、品質もあまりよくないという点が難点であります。羊毛につきましても、用途は多少違いますが、蒙羊羊毛よりもどうしても割高だ。こういう点から現在のコモマーシャル・ベースの買付ではなかなか買ひ付けにくいというのが実情でございます。しかしながら、従来ともいろいろな手段を通じてアルゼンチンへの輸出を増大するため買ひ付けは促進して参りました。しかしながら昨年のように八千万ドルという大きな輸出になりまして、八千万ドル分だけ買ひ付けるのはちよつと現在の計算ではなかなかむずかしいことでございます。数千ドルまでは努力をいたしまして買ひ付けたいと思つております。

○海野三朗君

そういう際になるべく、品物が安くなつたならば、そういう方面からやはり輸入をするということに關しては通産省はいろいろ骨を折つておられるわけですか。

○政府委員(板垣修君) 通産省

その通りでございます。いまして、昨年の暮日本から調査団を派遣したのもそういう物資の買ひ付け促進というところで行つたわけでありまして、一応相当割高の物資でもだいたい価格その他につきましても有利に交渉いたしました。まあ幾分買ひ付けやすいようにして参つたわけでありま

○海野三朗君

それからもう一つ私は伺いたのですが、ミシンはどうなつておりますか。アメリカへ輸出したミシンは向うに相当数残つておるといふことを聞いたのですが、今どうなつておりますか。余つておりますか、日本から輸出したミシンが。

○政府委員(板垣修君) やはり

ストックが相当あるということでございます。ただどれくらいあるかという数字は調査を命じておりましたが、正確な数字が出ておりません。

○海野三朗君

そういう際にミシンをつまり輸出をする、余つておる、そうして国内の生産を制限しなければならぬというふうなあり方では通産行政としてはまずいんじゃないですか、どうなんですか。私はその売れないミシンをそんなに向うに売つてやるといふようなことは通産省がよ

○政府委員(鈴木義雄君) たい

だいまのミシンのお話であります。アメリカにございまして、ただいま通商局長からお答申上げました通り調べておられますが、ある程度あると思ひますが、これは昨年アメリカ向けに輸出をある程度制限してあります。カナダ等を経由して入つたものが多かつたためそういう事態が生じておるわけでありまして、従いましてそういう

際にある程度制限措置を強化するといふことはこの一月、二月、三月やつておりますが、これはやはり臨時的の考へ方でございます。何も未来永劫にこれを制限するといふ趣旨ではございません。ただ御承知の通り一昨年からアメリカ向けのミシンの価格が相当ダ

○政府委員(板垣修君) 御指

摘の通りでございます。ちよつと商務官の力の外の問題で大きな政治問題でございます。そういうアメリカの一部の関係者の声というものはわれわれから言ひますれば非常に言い分があるわけでありまして、またわれわれはそれに際しまして外交のチャンネルを通じて、あるいはまた民間のベースを通じてアメリカ全体に対して啓蒙運動を開始して

○海野三朗君

これはミシンと限りません。まあ織物も同じことでありまして、そういうものがアメリカによけいにくといふと向うの業者が困る。従つて日本品の輸入制限の法案を向うの議会に出すといふようなことが起つてくる。そうすれば直ちにそれが日本の産業界に響く。そういうふうなことを一体よく……商務官として通産省からアメリカにもいつておるべきでありましようが、そういうことを調べて勉強しなければいけないのじゃないですか。

○政府委員(板垣修君)

御指摘の通りでございます。ちよつと商務官の力の外の問題で大きな政治問題でございます。そういうアメリカの一部の関係者の声というものはわれわれから言ひますれば非常に言い分があるわけでありまして、またわれわれはそれに際しまして外交のチャンネルを通じて、あるいはまた民間のベースを通じてアメリカ全体に対して啓蒙運動を開始して

おるわけでありませぬ。何分向うの議案が輸入制限法案を取り上げようという問題でございますので、われわれもこれに對する有効適切な手を打つにしましても限度があるわけでございます。ただまあ、できる限りそういう法案の通過に對しては阻止運動をやつておる次第であります。

○海野三朗君 私がお伺いしますのは、そういふ……つまりミンがよけいに向うにストックがあるとか、あるいはまた綿製品のダンピングが行われているとか、そういうふうな状況をよく観察されるのが、一体こちらから通産省から行つておるお方の監督すべきこととじゃないかと私は申し上げるの、それをぼんやりしているものだからミンなどがよけいに行き過ぎた。それから綿製品がよけいに行き過ぎたということがあつたら、向うの議会ででもやましくなるのであるから、その辺をよく勘案することがつまり通産省から向うに駐在している人の務めじゃないかと、私はそういうことを言ひたいのであります。

○政府委員(板垣修君) その点はもう十分アメリカにおります大使館なり在外商務官というものが早目に情報キャッチしてわれわれは聞いていくわけでありませぬ。しかし今のミンの問題につきましても、ミンは大したことはございませぬが、綿糸布の問題につきましても、早くから日本の政府の代表者からは向うでいふ問題になるという警告を受け取つておるのであります。しかしながらそれを知つてこちらが有効適切にやりますためには、事前に出荷制限をするというよりな措置をとらざるを得なくなりませぬ。

これは国内的にはなかなかむずかしい問題で、結局綿製品問題のように相当せつば詰まつてやつとあれだけの自主的協定ができたというのが実情でございます。

○海野三朗君 私はそういうことこそ通産省としては監督なさるべきじゃないかというのを申し上げておるの、そのしきを得るといふところに通産行政の生命があるのではないかと。ただ制限することならだれでもできる。そんなことは何もあなたの方よりお偉い方々によつてもらわなくてもいい。そういうことを監督なさるのが通産行政の方ではないでしょうかと私は申し上げておる。それはどうなんですか。

○政府委員(板垣修君) それはもうその通りでございます。ただ、しかしながらその事実がわかつて有効な措置をとるためには、国内的に生産を制限することか、これをすぐとらざるを得ないわけ、これが現在の企業の自由、貿易の自由という制度からいましてはすぐ簡単にはできないというのが実情でございます。

○白川一雄君 投資保険についてお尋ねしたいのですが、もし海外へ投資するのに非常に危険があるということ、これをいながらやるような投機的な海外輸出といふことにつきましても、これをチェックする何か機関があるのでございませぬか。

○政府委員(板垣修君) 海外投資はもう御承知のように外国為替及び外国貿易管理法によりまして政府の許可を得なくちゃなりませんので、その許可の

際に十分その点は取り締り得るわけでございます。

○白川一雄君 そりしますと私の主観が多分に入るかもしれませんが、今後の貿易といふことを考えますと、各国がみな自給自給をとり、工業立国といふ建前をとつておることから考えまして、単に売った買ったといふような事柄で貿易が終始することはないと、くろくではないか。今のうちに手を打たなければその報いが五年先、十年先に深刻な形で現われてくるのじゃないか。また先般お話をいたしましたように移民の問題にいたしまして、工業移民といふよりなことを考えなければならぬといふようなことを思い合はしてみますと、今回のこの投資保険に對する法律の趣旨といふものはまことにけつこうなものだと考へる反面、私保険のことはあまり詳しく存じませんが、少し不徹底な点があるのじゃないかと、ブラジル等には新聞でも伝へるよりに西ドイツが製鉄所も作れば自動車工場も作つておる。かねて高橋國務大臣が南米を視察して歸られたときに、外国の工業的に進出している目ざましさに驚かれて、もしこのままでおつたならば日本の将来は非常に心配だといふ、焦慮を感ずるといふお話を承つたこともあつたのであります。そういうことを考へますと、国内が少し景気がよくなつてきますと、国内の産業に力を入れるあまり、海外に進出するといふことが比較的薄くなつてきやせんか、それを積極的に奨励する、また積極性を持たして海外にプラントともに進出するといふ上におきましては、この法律を出入りにおいては、もし諸

種の事情が許すならば、また今お話のように、スベキチェンシンの面を

○政府委員(板垣修君) 投資の必要性につきまして、御指摘の通りと思ひまして、通産省といたしましては、やはり投資を促進する意味におきまして投資保険制度も創設し、できるならば填補もできるだけ大きくしたいといふところで、政府部内で折衝を続けておつたわけでありませぬ。しかしながら一方不測の財政負担といふ心配も、新しい制度をしきまに際におきまして、その点政府部内におきまして長い検討の結果、私どもとしましては、まだ幾分御指摘の通り、不徹底の点はあつたと思ひますが、一応これで発足しようといふところできまりました次第でございますので、これからまたあらためて討議をし直すといふ余地はさしあたりはないと存じます。

○白川一雄君 一般に現在工業的進出が非常に盛んでおるといふことは、各業界でも統計上も示されておるのであります。それを進出するためにも一度大蔵省の方とお話してみれば必要があるのではないかと。また手続の方の政策審議会の方にも諮つてみるというところは不可能なものでございませぬか。その点局長のこれに對する熱意によつてあ

る程度打開ができるような道があるのではないかと、いかにものでもございませぬか。

○政府委員(川野芳君) 本案を提出するまでにおきましては、通商産業省といたしましては、大蔵省と十二分の折衝をいたしたのであります。その折衝の結果、ただいま御提案いたしておりますよりな、こゝろで提案することになつたのであります。従いましてこれを七〇%にするか、あるいは何%にするか、こゝろの問題につきまは仕方がなからう、こゝろに考へております。

○白川一雄君 政務次官個人の御意見を承りますが、七〇%ということに引き上げるといふ事柄は、この法律の精神を積極的に生かすといふ意味においてとるべきであるとお考へでございませぬか。御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(川野芳君) 原案を作る際におきましては、こゝろの、従いまして折衝いたしましたので、従いまして予算等の關係上七〇%になると、こゝろのことならば通産省としてあつて異議を差しさむべき問題じゃないかと、こゝろに考へております。

○白川一雄君 大蔵省の方いなくならなりましたけれども、このほかに危険の場合が多分あり、それは保険の対象になつていないのであります。この十、四の第二項にある三条件のほかに、天災によるというよりな場合もありませぬか。特に危険の一番あつたかと思はれるのは、外国の政情不安からくる為替相場の切り下げといふ面であり、

ということを考えますと、この十四条の三条件が対象となる危険の起る率というものはきわめて少く、また進出するときにチェックしておけばその危険はないという考えを持っておりませんが、その点について局長の御意見はいかがでありましょうか。

○政府委員(板垣修君) 確かにそういふ見解も成り立つと思ひます。私も、私どももできる限り財政上の負担を避けるためにこの条件等をしぼったわけでありませんが、なお新しい制度を最初にやります場合にやはり不測の事態ということも考えられますので、先ほど申し上げました通り、やはり着実に安全な率に手がけていこうということになったわけでございます。

○西川弥平治君 一つだけ伺つておきますが、この十四条の二の二項の三に「革命又は内乱により損害を受けて政令で定める期間以上の期間事業を休止した場合において、」こういうこととありますが、「政令で定める期間」というのは一体どんなになっておりましたらうか。

○政府委員(板垣修君) 六カ月と予定をいたしております。
○西川弥平治君 これは戦争、革命の場合であります。今白川委員からお話があったように非常に大きな変革がありまして、会社がつぶれたというような場合もやはり六カ月でございますか。
○政府委員(板垣修君) 重大な損害を受けて解散した場合はそういうことになりません。
○委員長(三輪貞治君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(三輪貞治君) 速記をつけて下さい。
輸出保険法の一部を改正する法律案についての質疑はこれをもって終了したものと認めることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(三輪貞治君) それではさよう決定いたします。
○委員長(三輪貞治君) 次に機械工業振興臨時措置法案を議題といたします。初めに本法案についての提案理由の補足説明を求めます。
○政府委員(鈴木義雄君) 機械工業振興臨時措置法の趣旨については提案説明の際申し上げましたが、御承知の通り機械工業は輸出産業として、また基礎産業としてわが国においてその将来性が最も期待される重要産業でございます。特に東南アジアその他後進諸国が工業化しつつある最近の趨勢にかんがみまして、この輸出については、今後も絶大な期待が寄せられるのでございまして、先に決定をいたしました経済自立五カ年計画におきましても、機械工業の発展には特に重点を置いているのでございます。しかしながらわが国の機械工業がこの大きな国民経済的な要請にこたえるに十分な力を持つていかどうかという点にございまして、そこには解決を要すべき幾多の困難を問題を持っておりまして、そのおもな点を列挙いたしますと、次のような四点であると考へます。すなわち機械工業は戦時中に相当の発達をみましたが、戦後は長く苦難な道を進んでおりまして、その結果設備の改善が非常に遅れておるために、その老朽化、陳腐化の程度がはなはだしい、これが第一点で

あります。それから第二点は、技術水準の上からも、商品の国際競争力や販路開拓の上からも、まだまだ先進諸国に比べて立ちおくれの点が非常に多いのであります。第三は、狭い市場で多数の企業が乱立しておりました。それぞれ多量生産のものを少量ずつ生産しているというふうな傾向が多くございまして、生産能率が悪く、従つて品質コストに多大な悪影響を及ぼしている点が第三点でございます。それから第四は、機械工業のうちでもとりわけ、ことに基礎機械の部門、基礎的な部門、たとえて申しますと工作機械とか工具、そういったもの、あるいは部品部門、たとえて申しますと、ネジとか歯車、ダイカスト、そういう部門が他の部門より立ちおくれしております。また国際的に見ましても、この部門の立ちおくれが目立っております。こういうふうな特徴がございまして、

このような機械工業の現状からみまして、その振興対策をどう考へるかという問題でございますが、それには輸出の振興、国産化の推進及び生産基盤の充実、こういう三つの大きな方向があげられると思ひます。このうち輸出の振興措置につきましては、政府といたしましては予算で説明申し上げます。育成強化を通じて、プラント輸出の促進をはかり、あるいは海外サービスセンターの設置によりまして、軽機械類、あるいはモーター類等の輸出をはかり、あるいは海外有力関係者の招聘をはかりまして、日本の工業力の実情を知つてもらつて、これによつて輸出の推進をはかるというふうないろいろな諸基本対策を講じておりましたとも

に、輸出入銀行による金融政策等によりまして、できるだけ機械類の輸出を推進したいと考へております。また国産化の推進につきましても、従来試作、研究の補助金等を交付してございまして、今後これを続けていきたい、こういうふうな考へておる次第でございます。

しかしながら真に機械工業の振興をはかるためには、何と申しましても根本的に機械工業の設備を近代化し更新し、またその専門生産体制を確立して国内における機械生産技術の向上、生産費の低下をはかる等その生産基盤が充実強化されることが大切でございます。そのつちかわれた力があるいは溢れ出るような力で輸出となり、あるいは外国機械にかわつて国内市場を開拓することとならなければならぬと考へるわけでございます。

本法案は、このような意味で機械工業の生産基盤の充実強化をはかるためのものであり、振興対策の中核となるものであります。本法の適用を受けました機械器具は提案説明にもありましたが、通り当り機械工業のうちの基礎部門及び部品部門に重点を置いて運用したいと考へておりますが、これは先ほど申し上げました通りこれら部門が特に劣弱な部門である以外に、これらの部門が強化育成されることによりまして、その効果が完成部門にもとよみ、機械工業全般にまで波及いたします。機械工業の全部部門がその利益に均霑し、わが国機械工業の弱点の補正及び全体的なレベルアップにもなるというふうな考へ方からであります。

そこでおもな条文につきまして、順を追つて御説明させていただきます。

存じます。第一条は趣旨でございます。これは機械工業の合理化を促進する措置を講ずることによつて機械工業の振興をはかるという趣旨のものでございます。そこで第二条以下でございますが、この機械工業の合理化を促進するために、本法では、第二条から第四条までが合理化基本計画及びその実施計画について規定いたしております。第五条において資金の確保、第六条から第十一条までにおいて合理化のための共同行為の指示、第十二条で生産技術の向上のための基準の公表についてそれぞれ規定しております。つまりこの法律のおもな内容は、政令で指定した特定機械工業につきまして、合理化計画を定め、この計画に基づいて、資金の確保、共同行為の指示及び生産技術向上のための基準の公表という三つの措置をとり合理化を促進しようというわけでございます。

そこで第二条でございますが、第二条は中核となる合理化基本計画について定めております。第二条の第一項では、機械工業のうち特に性能もしくは品質を改善し、または生産費を低下させる必要がある機械器具または部品であつて政令で定めるものの製造業、すなわち特定機械工業について、通商産業大臣が機械工業審議会の意見を聞いて、その合理化基本計画を定めなければならぬことが定められております。この合理化基本計画は、単なる将来の見通しではなく、政策遂行の基本方針であり、本法に基づく諸措置の根幹となるものであります。従つて決定に當つては、十分慎重を期するため機械工業審議会の意見を聞かなければならぬ旨を規定してあるわけで、運用に當つ

ては、十分慎重を期するため機械工業審議会の意見を聞かなければならぬ旨を規定してあるわけで、運用に當つ

ては、十分慎重を期するため機械工業審議会の意見を聞かなければならぬ旨を規定してあるわけで、運用に當つ

ては十分検討の上万全を期していきたく
いと考えておきます。

特定機械工業として政令で指定する
業種は、特に性能もしくは品質を改善
し、または生産費を低下させる必要が
ある業種であり、先にも申しまし
した通り機械工業中きわめて重要な地
位にありながら、その合理化がきわめ
ておこなわれている基礎機械及び部品部門
がまず第一に対象とされることになる
わけでございます。こうした場合、精
強鋳鉄、粉末冶金、ダイカスト、自
動車部品などの部品部門及び工作機
械、工具、金型などの基礎機械類等
を中心としたいと考えておきます。

次に第二項は、基本計画の内容を規
定したものであります。

第一号では合理化の目標を経済自立
五カ年計画にも即応して、昭和三十
五年度末における特定機械の性能、品質
生産費等について定めることになっ
ておりますが、第二号及び第三号で
は、生産設備の新設と旧設備の刷新
転用等による処理についての設備近代
化計画とそれに伴う資金計画を定める
こととなります。老朽化陳腐化した機
械設備の更新は、先にも申しまし
が、同時にこれに見合う設備の廃却を
指導できれば一そう合理化に資する
わけでございまして、この点もあわせ
て合理化計画の内容に記していきたいと
考えたわけであります。

第四号は、その他の合理化に関する
重要事項であります。たとえば、専
門化や分野確立の必要性、規格の向上
統一の必要性、原材料購入対策や技術
向上目標の設定の必要性などがそれぞ

れの機種に応じて記載されることにな
ります。以上これら各号の事項が一つ
の業種について総合的に定められるわ
けでございます。従ってこれに基づく
措置も関連連して行うところに合理化
計画の大きな意味があるかと考えま
す。

第三号の合理化実施計画は、基本計
画の実施のための年次別計画でござい
ます。

次に第五号は、実施計画に定めてお
ります設備近代化の実施に要する資金
の確保について政府の方針を宣言した
ものでございまして、実質的にはこの
点に関連しまして機械工業の基礎部門
及び部品部門に対する日本開発銀行の
融資につきまして、提案の説明にもご
ざいました通り、昭和三十一年度は十
五億円の資金を確保し、低利、長期
担保条件の緩和等、特に有利な条件で
融資が行われることとなっております。

第六号から第十号までは、共同行
為の実施に関する通商産業大臣の指示
について規定しております。通商産業
大臣は合理化基本計画に定める特定機
械工業の合理化目標を達成するため特
に必要があると認めるときに本条の指
示をし、これにより合理化カルテルの
締結が可能となるわけであります。

機械工業について、生産分野の画
定、規格の統一、部品原材料の購入方
法の改善等を行うためには合理化カル
テルを積極的に利用すべき場合が多
いと考えられるのであります。現行
独占法による合理化カルテルでは、機
工業の現状に即してみますとのおカ
ルテル種類の範囲が狭く、また企業相互
の利害の錯綜のため完全に自発的な話

し合いで協定に到達することが困難の
場合も多くみられるのであります。本
条によりまして、合理化基本計画を
定めた特定機械工業については、合理
化基本計画に基づいて通商産業大臣が積
極的に合理化をはかっていくことの意
義は、きわめて大きいと考えます。な
お本条による指示に当っては、第三項
にありますが、内容と期間とを定め
、これを公表して行うのであります。
これに基づいて行う共同行為は、第
十号の規定によりまして独占法の適用
を除外されることとなっております。

そこでこの第六号第一項の各号にお
きまして、指示される共同行為の種類
が列挙されております。このうち、第
一号の品種の制限及び第三号の技術の
制限は現行の独占法の合理化カルテル
でも認められていたものでございま
す。第一号の品種の制限では、生産分野
の協定と製品規格の統一に関する協定
がそのおもなるものとなる予定であり
ます。第二号の品種別の製造数量の制
限は、一般的には不況カルテルの手段
として用いられる例が多いのでござい
ますが、本法におきましては、特に第
六号第一項ただし書きの規定を設け、
本規定が合理化カルテルの範囲として
認めらるべき旨を明らかにしてあり
ます。すなわち、機械工業の現状から
みますと、一挙にすっきりした形の生
産分野の確立と専門生産を実現するこ
とはむずかしい場合も多いのでござ
いまして、その場合に将来は生産しない
こととなる品種のものも、さしあたり
は一定量だけの生産は認められた形
で、お互いに分野の協定をしようとい
うことが、企業の利害を調整し、円滑に
協定を進めて行く上にきわめて必要

なものであります。

ので特に本号を設けたわけでござい
ます。第三号の技術の制限では、主とし
て使用する部品または原材料の規格の
統一にかかわる共同行為が考えられま
す。技術の制限という表現はきわめて
わかりにくいのであります。独占法
がすでに用いている言葉なので、その
まま採用したわけでございます。第四
号の部品または原材料の購入方法で
は、主として中小企業者の共同購入を
考えております。購入方法という表現
には、購入数量とか購入価格とかは含
まれません。

次に第六号第二項を御説明申し上げ
ます。

本項は、特定機械の規格の制限が、
その特定機械工業者の第一項による共
同行為では目的を達することが困難な
ときに、その特定機械の需要者側の業
種が協同的にその使用する特定機械の
規格の制限にかかわる共同行為をする
場合でありまして、たとえば、ネジの
場合を考えてみますと、ネジの規格の
統一は、ネジ製造業者の協定のみでは
とうてい不可能でありますので、この
ようなときに、ネジを使用するた
えて申しますと写真機メーカーや電気
機器メーカーの方で使用するネジの規
格の統一をいたしますときわめて容易
にネジの製品規格が統一できるわけ
であります。もちろん、かような場合
は、ネジ製造業者の合理化に役立つの
のみならず協同カルテルを結ぶ側にお
いても合理化に役立つのであります。
第二項ただし書きはそのことを明記
し、合理化に役立たないような指示
はできない旨を規定しております。

第七号は、共同行為の内容について
の制限を規定したものであります。

第八号は、共同行為の内容が適合し
なくなつたと認めるときは指示の変更
または取り消しの規定であります。

第九号は、共同行為をしたとき、変
更したとき及び廃止したときの届出義
務規定であります。

第十号及び第十一号は、独占法との関
係について定めたものであります。第
十一号によりまして、通商産業大臣は指
示をしようとするときに、公正取引委員
会に協議することとし、また指示の取
り消しや変更をしたとき及び届出を受
理したときに公正取引委員会に通知す
ることとしておりまして、法的にも両
機関の円滑な連絡には十分配慮してい
るわけであります。

第十二号は、生産技術の向上のための
基準の公表であります。本制度は、合
理化基本計画で定められる合理化目標
を達成するために、各工場においてど
のような製造設備や検査設備を備えよ
うか、またどのような製造方法、検査方
法をとればよいかという具体的な工場
の技術基準を公表いたしまして、この高
い水準の目標を各工場が一段
の改善努力をするように期待するもの
でございます。従いまして、運用面では、
さらに本条の実施省令を制定してこの
基準に到達した工場を具体的に認定す
るようなことを考えておりますが、こ
りすることはいろいろの意味でこの制
度を一そう効果的ならしめるものであ
ると考えます。本制度の適用対象につ
きましては、さしあたり、特に技術水
準の向上を必要とすると考えられる業
種でありまして、たとえば強鋳鉄、
あるいはダイカスト、粉末冶金など
について実施したいと考えます。

なお、本制度はJIS制度とは異

なっております。規格化、標準化ではなくて、高い技術水準への引き上げをもつてならぬものでありまして、高い目標水準を定めて、工場全体の生産技術そのものを総合的に認定するところに特徴をもちております。

第十三条から第二十条までは、機械工業審議会に関する規定であります。審議会は、合理化基本計画、合理化実施計画及び生産技術向上のための基準など本法運用上の重要事項を調査審議いたしますが、その他機械工業の振興に関する重要事項につきまして広く通商産業大臣の諮問に応じることとなる重要な機関であります。

委員は五十人以内となっております。また審議会の委員の構成につきましては、広く機械工業に学識経験のある方々の参加を願つて十分慎重かつ適切な審議ができるようにしたいと考えております。

最後に、本法は五カ年の限時立法となつておりますが、これは、本法運営の基本となりまして合理化基本計画が経済自立五カ年計画と合せて五カ年計画となつて居る關係上、政府といたしましては、この間に最大の努力を傾注して所期の目的の達成を期して居るからであります。

以上おまな条文について内容を御説明申し上げた次第でございます。

○委員長(三輪貞治君) 本法案について質疑のある方は順次御発言を願います。

○西川弥平治君 実は少し質問があるのですけれども、ちよつと約束がありますので、あとに保留させていただきます。

○海野三朗君 私ちよつと一つだけ伺つておきます。こういふふうには、つまり制限をされると一方においてはいいようであるけれども、一方においてはやはりいろいろできないことになつてしまふのです。仕事は、つまり認可制になるわけでしょうか、どうなんでしょうか。そうすると、それ以上のことも考へるような場合にはやはり一々認可されるという、いいようではあるけれどもまた一方においてその進歩、発達を阻害することになりやしませんか。その辺はどういふふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(鈴木義雄君) 今の御質問は設備等の制限とかの御質問かと思ひますが、この法案では設備等の制限は考へておりません。その点は自由でございます。大体この法案の趣旨は先ほど申し上げております通り、基礎部門とか、あるいは部品部門とか、あるいはふりなものを中心といたしまして、特に立ちおくれしている機械工業部門を伸ばす、伸ばすためにいろいろな措置を講じていきたい、こういふ考え方でございまして、押えるというふうなふりな趣旨のものではないと思ひます。従つて設備の制限等はこの法律では規定しておらないわけでございます。

○海野三朗君 それでは伺ひますが、大阪方面の伸鉄業者といひますか、鉄の切れ端をもらつてそれを圧延して今日商売しておる者が相当あるようですが、そういうところはもう少し機械の設備をよくすれば能率的にいくというふうな場合には、そういうところにやはり金を貸して設備の改善をやらして、こういふようなことをこれはおやりになるわけなんでしょうか。

○政府委員(鈴木義雄君) ただいまの伸鉄業者の問題は、これは実は機械工業を特に特定してございまして、御質問の点は伸鉄工業の鉄鋼部門に属するものではないか、こう考へるわけでございます。われわれの機械工業の中では、先ほど申し上げております通り、機械工業の中で特に必要なるもの、どうしても伸ばしていく必要がある重要な部門、それを主として基礎的な部門、あるいは部品部門というふうなところに重点を置きまして、先ほど例を申し上げました基礎部門と申しますと工作機械とか工具とかそういうふうなものでございまして、それから部品部門と申しますと、精密ネジとか、あるいは歯車とか、あるいは強靱鋼鉄とか、そういうふうなところの、今後これを伸ばすことによつて機械工業全体がさらにそれを通じてよくなるというふうなものを大いに伸ばしたい、こういふふうな考え方でございまして、

○委員長(三輪貞治君) 速記をちよつとめて下さい。

○委員長(三輪貞治君) 速記をつけ

○委員長(三輪貞治君) 速記をつけ

三月十六日本委員会に左の案件を付託された。
一、計量法の一部を改正する法律案

計量法の一部を改正する法律案
計量法の一部を改正する法律
計量法(昭和二十六年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

目次中「基準器検査及び容量検査」を「及び基準器検査」に、「(第六百六条―第六百四十二条)」を「(第六百六条―第六百二十二条)」に改め、「第四節 容量検査(第六百五十二条―第六百二十二条)」を削り、「第八章 事業場の指定(第六百七十三条―第六百八十一条)」を「第八章 事業場の指定(第六百七十三条―第六百八十一条)」を「第八章 計量器使用事業場(第六百七十三条―第六百八十一条)」に改める。

第一節 計量器使用事業場(第六百七十三条―第六百八十一条)に改める。

第二十三條に次の一項を加える。
2 製造事業者は、前項に定める場合のほか、第三十五條第一項の規定にかかわらず、許可を受けた工場又は事業場以外の場所において、その者が製造をした通商産業省令で定める計量器であつて通商産業省令で定める用途に供されるものの修理を行うことを妨げない。

第五十四條の次に次の一項を加える。
(附帯事業)
第五十四條の二 第四十八條第四号に掲げる計量器の販売等の事業の登録を受けた者は、第三十五條第一項の規定にかかわらず、棒はかりその他通商産業省令で定める棒はかり及びおもりの検査のため基準器検査に合格した基準器その他の

設備であつて通商産業省令で定めるものを備へているときは、その登録を受けた都道府県知事の管轄区域内において、通商産業省令で定めるところにより、当該計量器の修理の事業を行うことを妨げない。

2 前項の修理の事業を行おうとする者は、その旨をその登録を受けた都道府県知事に届け出なければならぬ。

第六十四條第一項第四号中「又は修理事業者」を「修理事業者又は第五十四條の二第二項の規定による届出をした販売事業者」に改め、同条第四項中「若しくは修理事業者」を「修理事業者若しくは第五十四條の二第二項の規定による届出をした販売事業者」に改める。

第六十五條中「又は修理事業者」を「修理事業者又は第五十四條の二第二項の規定による届出をした販売事業者」に改める。
第七十二條中「物象の状態の量」を「商品に係る政令で定める物象の状態の量」に改め、同条に次の一項を加える。
2 前項に定める場合のほか、物象の状態の量について、法定計量單位により取引又は証明をする者は、正確にその量を計るよう努めなければならない。

第七十三條及び第七十四條を次のように改める。
(表示容器的の使用)
第七十三條 政令で定める商品、通商産業省令で定める区分に従い、第八十一条の六第一項の規定による表示をした容器に通商産

品を充填するときは、その表示に、第七十三條及び第七十四條を次のように改める。
(表示容器的の使用)
第七十三條 政令で定める商品、通商産業省令で定める区分に従い、第八十一条の六第一項の規定による表示をした容器に通商産

業省令で定める高さまで満たして、法定計量単位による体積により販売する者は、第六十八條の規定にかかわらず、計量器で計量することを要しない。

第七十四條 前條の容器に同條の通商産業省令で定める高さまでその容器に係る商品を満たしてないときは、その商品は、販売してはならない。但し、第八十一條の六第二項の規定により表記した容量によらない旨を明示したときは、この限りでない。

第七十五條第二項中「表記をするには」を「正味量の表記をする場合において、その商品が政令で定めるものであり、その表記が長さ、質量又は体積のうち政令で定めるものに係るときは」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に定める場合のほか、第一項の規定による正味量の表記をするには、正確にその正味量を計るよう努めなければならない。

第七十六條第一項中「粘度により商品」を「粘度により政令で定める商品」に、「表記するときは」を「表記する場合において、その表記が濃度、密度又は粘度のうち政令で定めるものに係るときは」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定める場合のほか、法定計量単位による濃度、密度又は粘度により商品を販売する者は、その商品を容器に入れ、又は包装してその容器若しくは包装又はこれ

らに附した封紙を破棄しなければその商品の濃度、密度又は粘度を増加し、又は減少することができないようにして、その容器又は包装にその品質を表記するには、正確にその品質を計るよう努めなければならない。

第七十七條第一項中「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

「第四節 容量検査」を削る。
第八十五條から第八十二條までを次のように改める。
第八十五條から第八十二條までを削る。
第八十九條中「その計量器」を「あらかじめ、その計量器」に、「長の検査を受けて」を「長にその旨を届け出て」に、「検査を受けた」を「届け出た」に改める。
第九十條を次のように改める。

第九十條 前條の規定による届出をした者は、その計量器について都道府県知事又は特定市町村の長が行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、前條の規定による届出があつた日から一月をこえない範囲内で都道府県知事又は特定市町村の長が指定する期日に行う。

第九十一條中「第九十九條」を「前条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。
第九十二條中「第九十條」の下に、「第九十二條」を加え、「第九十九條」を「第九十五條第一項」に改める。
第九十四條第一項中「都道府県

知事又は」を「通商産業大臣又は都道府県知事若しくは」に、「若しくは帳簿書類」を「帳簿書類その他物件」に改める。

「第八章 事業場の指定」を「第八章 事業場の指定」に改め、第一節 計量器使用事業場」に改める。
第七十三條の見出し中「事業場の」を削る。
第七十九條から第八十一條までの規定中「被指定者」を「指定使用者」に改める。
第八十條から第八十一條の次に次の一節を加える。

第二節 特殊容器製造事業 (指定)
第八十一條の二 商品を入れて法定計量単位による体積により販売するに用いる透明又は半透明のガラス製の容器であつて通商産業省令で定める型式に属するもの(以下「特殊容器」という。)の製造の事業を行う者は、その工場又は事業場ごとに、通商産業大臣の指定を受けることができる。
(指定の申請書)
第八十一條の三 前條の指定を受けようとする者は、左の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
二 工場又は事業場の名称及び所在地
三 特殊容器の製造のための設備であつて、通商産業省令で定め

るものの名称及び数
四 主任の技術者の氏名及び経歴
五 その者が製造した特殊容器であることを表示するための記号
(指定の基準)
第八十一條の四 通商産業大臣は、前條の指定の申請が左の各号に適合すると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 製造をする特殊容器の容量の検査のため、通商産業省令で定める基準器であつて、基準器検査に合格したものを備えること。
二 前号に定めるもののほか、製造をする特殊容器の検査のため、通商産業省令で定める設備を備えること。
三 特殊容器の製造のための設備であつて、前条第三号の通商産業省令で定めるものが通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
(製造管理)
第八十一條の五 第八十一條の二の指定を受けた者(以下「指定製造者」という。)は、指定を受けた工場又は事業場において製造をする特殊容器が次条第一項に適合することを確保するため、その製造及び検査の方法に製造管理規程を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを變更したときも、同様とする。
(表示)
第八十一條の六 指定製造者は、指定を受けた工場又は事業場において製造をした特殊容器にその特殊容器が左の各号に適合する旨を

表示するには、通商産業省令で定める方法によらなければならない。

一 第八十一條の二の通商産業省令で定める型式に属すること。
二 その器差が通商産業省令で定める容量公差をこえないこと。
2 指定製造者は、前項の規定による表示をするときは、その特殊容器に、通商産業省令で定める方法により、第八十一條の三第五号の規定により同條の申請書に記載した記号及びその型式について第八十一條の二の通商産業省令で定める容量を表記しなければならない。

第八十一條の七 指定製造者は、指定を受けた工場又は事業場において製造をした特殊容器が前条第一項各号に適合するものでないときは、同項の規定による表示又はこれとまぎらわしい表示をしてこれを譲渡し、又は貸し渡してはならない。

2 前項の場合において、特殊容器が前条第一項第二号に適合するかどうかは、通商産業省令で定める方法により、基準器検査に合格した基準器を用いて定めなければならない。

3 第八十一條の二の指定を受けた工場又は事業場において製造をしたものでなければ、特殊容器に前条第一項の規定による表示又はこれとまぎらわしい表示をしてはならない。
(有効期間)
第八十一條の八 第八十一條の

表示するには、通商産業省令で定める方法によらなければならない。

二の指定の有効期間は、指定の日から起算して一年とする。但し、再指定を妨げない。
(指定の取消)
第百八十一條の九 通商産業大臣は、指定製造者が左の各号の一に該当するときは、第百八十一條の二の指定を取り消すことができる。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。
二 不正な手段により指定を受けたとき。
三 第百八十一條の四各号の一に適合しなくなつたとき。
四 第百八十一條の五の規定により届け出た製造管理規程を実施しないと認めるとき。
(準用)
第百八十一條の十 第百七十六條及び第百七十八條の規定は、第百八十一條の二の指定に準用する。

2 第百八十條の規定は、指定製造者に準用する。
第百八十二條第一項中「容量検査」を削り、「第百四十九條」を「第百五十條第一項」に改め、同條第二項中「基準器又は容器」を「又は基準器」に改める。
第百八十三條第二項中「第百七十七條但書」を削り、「第百五十條第二項」を「第百五十二條」に改める。
第百九十三條中「第百十九條」を削る。

第百二十六條中「第七十二條」を「第七十二條第一項」に改め、「第百十九條第一項第一号及び第三号」及び「第百十九條第一項第二号及び第二項」を削り、「並びに第百七十

七條第二号及び第三号」を「第百七十七條第二号及び第三号、第百八十一條の二、第百八十一條の四、第百八十一條の六第一項第二号並びに第百八十一條の七第二項」に改める。
第百七十七條第一項に次の一号を加える。
六 第百八十一條の九の規定による第百八十一條の二の指定の取消
第百二十一條中「容量検査」を削り、「第百四十九條」を「第百五十條第一項」に改める。
第百二十二條第二項中「計量士国家試験」の下に「第百八十一條の二の指定、第百八十一條の八但書の再指定」を加え、「第百四十九條」を「第百五十條第一項」に改める。
第百三十一條中「又は第六十八條」を「、第六十八條又は第百八十一條の七第一項若しくは第三項」に改める。
第百三十四條中「又は第百三十九條第一項」を「、第百三十九條第一項又は第百五十條第一項」に改める。
第百三十五條中「第七十二條、第七十三條第二項」を「第五十四條の二第二項、第七十二條第一項」に、「又は第百六十八條」を「、第百六十八條又は第百八十一條の六第二項」に改める。
第百三十六條第二号中「又は第百八十條」を「、第百八十條(第百八十一條の十第二項において準用する場合を含む)又は第百八十一條の五」に改める。
第百三十九條ただし書を削る。

別表中「十二 計量器使用事業場の指定を受けようとする者」につき
一、〇〇〇円

よりとする者
受けようとする者
指定を受けようとする者

十八 容量検査を受けようとする者
容量が二立方デシメートル未満の容器
容量が二立方デシメートル以上の容器
第十九 第百三十二條第一項又は第百四十九條の検査を受けようとする者

一箇につき 二、〇〇〇円
一箇につき 一、〇〇〇円
一又は第百五十條第一項の検査を受けようとする者

この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
三月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、火災保険協同組合の法制化に関する請願(第八四二号)
一、余剩農産物見返円の中小企業導入に関する請願(第八九八号)
一、中小企業等協同組合法第九條改正に関する請願(第八九九号)(第九〇六号)
一、ダム新設に伴う下流増受益者負担の法制化反対の請願(第九〇八号)
第八四二号 昭和三十一年三月六日受理

十二 計量器使用事業場の指定を受けようとする者
十二の二 第百八十一條の二の指定を受けようとする者
十二の三 第百八十一條の八但書の再指定を受けようとする者

一件につき 一、〇〇〇円
一件につき 三、〇〇〇円
一件につき 一五、〇〇〇円

十八 容量検査を受けようとする者
容量が二立方デシメートル未満の容器
容量が二立方デシメートル以上の容器
第十九 第百三十二條第一項又は第百四十九條の検査を受けようとする者

一箇につき 二、〇〇〇円
一箇につき 一、〇〇〇円
一又は第百五十條第一項の検査を受けようとする者

この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
三月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、火災保険協同組合の法制化に関する請願(第八四二号)
一、余剩農産物見返円の中小企業導入に関する請願(第八九八号)
一、中小企業等協同組合法第九條改正に関する請願(第八九九号)(第九〇六号)
一、ダム新設に伴う下流増受益者負担の法制化反対の請願(第九〇八号)
第八四二号 昭和三十一年三月六日受理

火災保険協同組合の法制化に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋茅場町二ノ四社団法人日本中小企業団体連盟
長 豊田雅孝
紹介議員 小林 政夫君

余剩農産物の輸入による見返円の積立はすでに巨額に達し、その活用についてはほとんど大企業向けの貸付が多く農林関係等の資金の流用に偏しているが、見返円の今日の蓄積は全国民の平等な利用消費の結果であり、その還元融資も広く全般に及ぼすことが必要であるから、この見返円を中小企業振興のため中小企業専門の金融機関を通じて貸し付けられたいとの請願。

第八九九号 昭和三十一年三月九日受理
中小企業等協同組合法第九條改正に関する請願
請願者 新潟市東堀前通六番町一、〇六七ノ二新潟県商工信用協同組合理事
長 阿部隆治
紹介議員 小柳 牧衛君 西川弥平治君

余剩農産物の輸入による見返円の積立はすでに巨額に達し、その活用についてはほとんど大企業向けの貸付が多く農林関係等の資金の流用に偏しているが、見返円の今日の蓄積は全国民の平等な利用消費の結果であり、その還元融資も広く全般に及ぼすことが必要であるから、この見返円を中小企業振興のため中小企業専門の金融機関を通じて貸し付けられたいとの請願。

火災保険協同組合の法制化に関する請願
請願者 東京都中央区日本橋茅場町二ノ四社団法人日本中小企業団体連盟
長 豊田雅孝
紹介議員 小林 政夫君

(三) 保険協同組合の設立に当つては、経営の堅実を期するため千名以上の組合員数を要するものとする事、
(四) 保険金額の最高額については充分なる検討を払ふこと、(五) 責任準備金(未経過及び非常準備金)の課税並びに印紙税を免除すること、(六) 保険協同組合に對しては、保険基金とも見なすべき都道府県等の予算外義務負担の議決または金融機関等の支払保証につき考慮すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第八九九号 昭和三十一年三月九日受理
中小企業等協同組合法第九條改正に関する請願
請願者 新潟市東堀前通六番町一、〇六七ノ二新潟県商工信用協同組合理事
長 阿部隆治
紹介議員 小柳 牧衛君 西川弥平治君

余剩農産物の輸入による見返円の積立はすでに巨額に達し、その活用についてはほとんど大企業向けの貸付が多く農林関係等の資金の流用に偏しているが、見返円の今日の蓄積は全国民の平等な利用消費の結果であり、その還元融資も広く全般に及ぼすことが必要であるから、この見返円を中小企業振興のため中小企業専門の金融機関を通じて貸し付けられたいとの請願。

第八九九号 昭和三十一年三月九日受理
中小企業等協同組合法第九條改正に関する請願
請願者 新潟市東堀前通六番町一、〇六七ノ二新潟県商工信用協同組合理事
長 阿部隆治
紹介議員 小柳 牧衛君 西川弥平治君

余剩農産物の輸入による見返円の積立はすでに巨額に達し、その活用についてはほとんど大企業向けの貸付が多く農林関係等の資金の流用に偏しているが、見返円の今日の蓄積は全国民の平等な利用消費の結果であり、その還元融資も広く全般に及ぼすことが必要であるから、この見返円を中小企業振興のため中小企業専門の金融機関を通じて貸し付けられたいとの請願。

中小企業者が経営の合理化を図るため、その組織を法人化する動きは顕著であるが、信用組合（総数四百組合）と取引のある中小企業者が法人になる場合、わざわざ他の金融機関に口座を設けなければならないようでは、信用組合育成の障害となるから、さきに関互銀行、信用金庫がそれぞれ単独法の改正でこのような不備を補足した例にならつて、中小企業等協同組合法第九條の八第二項に出資株金払込み証明等を認める条文を加えられたい。なお、組合員以外の者の預金又は定期積金の受入れもできるよう同法を改正せられたいとの請願。

第九〇六号 昭和三十一年三月十日 受理
中小企業等協同組合法第九條改正に関する請願
請願者 名古屋市役所内愛知県信用組合協会内 横井 龜吉外十五名
紹介議員 青柳 秀夫君

信用組合は中小企業等協同組合法の制定以来、現在において約四百の組合を数えるまでに成長し、とくに類似金融機関が崩壊してからは小零細企業者の金融難打開に対して大きな役割を果しているが、その資金量は地域的な制約等からいまだ充分ではなく、今後とも激化する金融難打開のためには財政的基礎を強固にしてその対外信用度を高め、もつて社会福祉に貢献しなければならぬ重大使命を負荷されているにもかかわらず、現行法規の不備のため充分にその機能、使命を達成することができない実情であり、はなはだ遺憾であるから、中小企業協同組合法第九

條の八第二項に出資株金払込み証明等を認める条文を加えられたいとの請願。
第九〇八号 昭和三十一年三月十日 受理
ダム新設に伴う下流増受益者負担の法制化反対の請願
請願者 福島県議會議長 渡辺 鉄太郎
紹介議員 石原幹市郎君

今回事務省においては奥只見、田子倉等只見川上流地点の開発に關連し、ダム新設に伴う下流増受益者負担の法制化を準備しているよしであるが、これは東北地方の産業動力源を無視し、中下流一連の発電所の増力による利益を吸い上げ、大消費都市にこれを向けてその犠牲としようとするものであり、電源としての開発に対する協力を期待に水はうに歸し、東北振興の企画も計画倒になることは火を見るよりも明らかであるから、政府はこの際ダム新設に伴う下流増受益者負担の法制化は中止せられたいとの請願。

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、電源開発促進法の一部を改正する法律案
電源開発促進法の一部を改正する法律案
電源開発促進法の一部を改正する法律案

電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。
第六條の見出し中「負担」を「負担等」に改め、同條第一項中「又は

道路に關して国又は」を「若しくは道路に關して国若しくは」に、「委託する」を「委託し、又は電源開発等を行う者から、当該電源開発等の委託を受ける」に改め、同條第二項中「委託する場合における公共事業の施行のため必要な」を「委託し、又は委託を受ける場合における」に改める。

第六條の次に次の一條を加える。
（電源開発に伴う増加利益の調整）
第六條の二 電気事業者又は電源開発株式会社（以下「電気事業者等」という。）は、他の電気事業者等のダム、水路若しくは貯水池又はこれらの附屬設備（以下「ダム等」という。）の設置又は改良に關する工事であつて政令で定めるものにより著しく利益を受けるときは、その設置又は改良に關する工事の費用の一部を負担しなければならない。

又は改良のほか、当該河川又は湖沼に設置され又は設置されるべき他の発電施設の効用の増加を目的とするものについて定めるものとする。
第十三條第二項及び第十五條第五項中「主務官庁」を「通商産業大臣」に改める。
第十八條中「二人」を「二人以内」に改める。
第二十二條及び第二十三條第二項から第四項までの規定中「主務官庁」を「通商産業大臣」に改める。
第二十七條の見出し中「外貨」を削り、同條中「会社の」の下に「発行する社債に係る債務及び」を加える。
第二十九條から第三十三條まで及び第三十五條第一項中「主務官庁」を「通商産業大臣」に改める。
第三十五條の次に次の一條を加える。

（大蔵大臣に対する協議）
第三十五條の二 通商産業大臣は、第十五條第五項、第二十三條第二項、第三十條、第三十一條、第三十二條（定款の変更の決議に係るものを除く。）又は第三十三條の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

第十四号正誤
頁 一 二 三 四 五
段 行 誤 正
東北工業 東北興業

昭和三十一年三月二十八日印刷

昭和三十一年三月二十九日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局